

魚津市子育て新婚世帯住宅取得支援補助金

○補助金交付の手続きチェックリスト(申請時に一緒に提出してください)

1. 補助対象者要件

<input checked="" type="checkbox"/>	確認事項	説明 (☑してください)
	子育て世帯	中学3年生以下のお子さんを養育する世帯
	新婚世帯	婚姻後2年を経過していない世帯
	市内で取得する住宅の種類	<input type="checkbox"/> 新築:着工前である <input type="checkbox"/> 建売:登記前である <input type="checkbox"/> 中古:登記前である
	住宅取得額 円	100万円以上が対象(土地の取得及び敷地造成は含みません)
	居住予定者に市税等の滞納がない	滞納がある場合、補助を受けられません
	重複する国の補助制度に申請していない	国の補助制度と重複して補助を受けられません

2. 事業計画認定申請時に必要な書類

<input checked="" type="checkbox"/>	必要書類	説明
	事業計画認定申請書(様式第1号)	延床面積は居住部分(車庫、物置除く)
	付近見取図、配置図、各階平面図、求積表	建築確認申請などの図面を利用してください
	世帯全員の住民票の写し	補助対象者要件を確認します
	申請者の戸籍謄本	新婚世帯の場合に必要です
	世帯全員の所得証明書	新生活応援世帯の場合に必要です。
	住宅取得額が分かる書類	見積書、契約書等
	建築基準法による検査済証の写し	建売の場合に必要です

3. 工事完成後に必要な書類

(事業完了から1ヶ月以内または3月31日のいずれか早い日までに提出してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	必要書類	説明
	補助金交付申請書兼実績報告書(様式第5号)	転居後の住所で記載してください
	完了検査済証の写し	新築の場合に必要
	建物の登記事項証明書	補助対象者の要件を確認します。
	建物の工事請負契約書又は売買契約書の写し	新築した場合は工事請負契約書 建売、中古の場合は売買契約書の写し
	転居後の世帯全員の住民票の写し	取得した住宅に転居したことを確認します
	世帯全員の所得証明書	R3年度R4年度認定の方は必要です。(R5年度認定の方は不要)
	世帯全員の市税等の完納証明書	市税の滞納が無いことを確認します
	建物(工事)引渡書の写し	新築の場合に工事が完了したことを確認します (中古の場合は不要)
	住宅の外観写真	正面を含み側面等で全体が写るように2枚程度、普通紙に印刷したものでよい
	補助金請求書(様式第7号) ※要押印	口座情報、転居後の住所を記入してください(交付決定に関する日付、番号は未記入で提出ください)
	住宅取得支援事業に対するアンケート	制度の効果を分析し、今後の施策に反映させることを目的としています。ご協力をお願いします